

草加市市民後見人養成事業実施要綱

平成27年7月13日

告示第618号

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）その他の関係法律の規定に基づき、後見等の担い手として市民を養成し、認知症等により判断能力が十分でない者等が成年後見制度を円滑に利用するための体制整備に資することを目的として市民後見人養成事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民後見人 第7条第1項の規定による登録を受けた者をいう。
- (2) 後見人等 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (3) 後見等 後見人等として行う後見、保佐及び補助をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市は、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる権利擁護等に関する専門知識及び実績を有する団体（以下「権利擁護等団体」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民後見人養成研修（以下「養成研修」という。）の実施に関すること。
- (2) 市民後見人の登録及び管理に関すること。
- (3) その他事業の推進に関し市長が必要と認めること。

(養成研修受講対象者)

第5条 養成研修を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 養成研修の受講を開始する日の年齢が25歳以上である者
- (2) 市民後見人として活動する意思がある者
- (3) 成年後見制度及び高年者、障がい者等に対する福祉に理解があり、心身共に健康である者
- (4) 原則として養成研修の全日程に参加できる者
- (5) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 民法第20条に規定する制限行為能力者
 - イ 民法第847条に規定する欠格事由に該当する者
 - ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により被成年後見人とみなされる者及び同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者
 - エ 草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者

2 専門職として後見人等を受任することが適当と考えられる弁護士、社会福祉士、公認会計士その他の資格を有する者は、受講の対象者とししないものとする。

（修了証）

第6条 市長は、養成研修を修了した者に対し、修了証を交付するものとする。

（登録）

第7条 市長は、前条の修了証の交付を受けた者を市民後見人として登録し、市民後見人登録名簿（様式。以下「名簿」という。）を作成し、管理するものとする。

2 市長は、市民後見人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民後見人の登録を抹消するものとする。

- (1) 市民後見人が登録の抹消を申し出たとき。
- (2) 市民後見人として不適切な行為を行ったと認めるとき。
- (3) 前2号のほか、市長が必要と認めるとき。

（名簿の提供）

第8条 市長は、市民後見人の同意を得た上で、名簿を権利擁護等団体へ提供することができる。

（選考）

第9条 市長は、草加市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年告示第19

7号) 第1条に規定する審判の請求をしようとするときは、名簿に記載された市民後見人のうちから適当と認める者を選考し、当該請求に係る後見人等の候補者とすることができる。

(市民後見人の活動)

第10条 市民後見人は、後見人等に選任されたときは、権利擁護等団体その他の関係機関と連携して後見等を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。